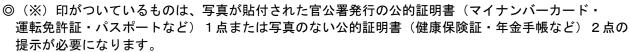
-市内・区内で転居される方-

- ◎転居手続は、転居した日から14日以内に行ってください。
- ◎3月下旬から4月初旬及び月曜日・金曜日は、窓口が大変混み合い時間がかかる場合があります。





◎下記に記載のほかにも手続きや書類が必要となる場合があります。

■住	■住民登録など			
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの	担当課・窓口	
	市内・区内の転居届出をするとき	□本人確認できるもの(※) □代理の方が届ける場合は委任状 (同一世帯員の場合は不要)		1階②番
	戸籍の届出(婚姻・転籍等)をするとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。		1 階①番
	住民票の写しを取得するとき	□本人確認できるもの(※) □代理の方が届ける場合は委任状 (同一世帯員の場合は不要)		1 階②番 (後日手続の場 合は③番)
	マイナンバーカードを継続利用するとき	ロマイナンバーカード (代理の方が届ける場合は右記へお問い 合わせください。)		
	住民基本台帳カードの記載を変更するとき	□住民基本台帳カード □(写真のない住民基本台帳カードの場合は)本人確認できるもの(※) (代理の方が届ける場合は右記へお問い合わせください。)	戸籍住民課	1階②番
	介護保険被保険者証が交付されてい るとき	□介護保険被保険者証		1 階②番 (後日手続の場 合は①番)
	国民健康保険(75歳未満)に加入し ているとき	□国民健康保険被保険者証 □高齢受給者証(お持ちの方のみ) □本人確認できるもの(※)		1階②番 (後日手続の場 合は8番)
	年金を受給しているとき	年金手帳または年金証書をご準備の上右 記へお問い合わせください。	★仙台南年金 ☎022-246-51	

■子育で				
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの	担当課・窓口	
	妊娠中の方又は乳幼児のお子さんがいるとき	□住所変更連絡票(母子健康手帳別冊妊 産婦編に添付)	家庭健康課	2階28番
	児童手当を受けているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。		
	児童扶養手当または特別児童扶養手当を 受けているとき		保育給付課	2階29番
	お子さんが保育施設等を利用中または利 用申込みをしているとき			
	未熟児養育医療、自立支援医療(育成医療)、 小児慢性特定疾病の受給認定を受けているとき			
	子ども・母子父子家庭への医療費助成受給 者証の交付を受けているとき	□医療費助成受給者証		

■介	■介護認定を受けている方・65歳以上の方・障害のある方			
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの	担当課・窓口	
	後期高齢者医療被保険者証の交付をうけているとき	□後期高齢者医療被保険者証	保険年金課	1階8番
	介護保険の要介護認定を受けているとき	□介護保険被保険者証	介護保険課	1 階①番
	心身障害者医療費受給者証の交付を受け ているとき	□医療費受給者証	障害高齢課	1階①3番
	各種手帳(身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳)が交付されて いるとき	□各種手帳□印鑑		
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過 的福祉手当・外国人障害者福祉手当を受 けているとき	□各種手帳□印鑑		
	自立支援医療費受給者証(更生医療・精神通院医療)が交付されているとき	□自立支援医療費受給者証 □印鑑		
	特定医療費(指定難病)医療受給者証が 交付されているとき	□特定医療費(指定難病)医療受給者証 □印鑑		
	心身障害者扶養共済制度に加入している とき	□加入証書 □印鑑		
	各種障害者福祉サービス (通所・障害者 ヘルプ等) を受けているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。		
	各種高齢者保健福祉サービス(緊急通報 システム・食の自立等)を利用している とき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。		1階①番

■そ	■その他(税金、自動車・バイク、電気・ガス・水道等) ★印は若林区役所以外の組織です。				
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの	担当課・窓口		
	50~125cc の原付バイクをもっているとき	□標識交付証明書 (ほかの区から若林区へ転居された場合は、ナンバープレートもお持ちください。)	税務会計課	1階16番	
	軽自動車を持っているとき		★宮城県軽自動車協会 ☎050-3816-1830		
	126cc 以上の二輪バイク、普通自動車(白 ナンバー)を持っているとき	 右記担当課・窓口にお問い合わせ	★東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011		
	水道の使用をやめるとき・開始するとき	石部担当妹・思口にの同い百利と ください。	★水道局コールセンター ☎022-748-1111		
	市ガスの使用をやめるとき・開始するとき		★仙台市ガス局 一引越専用 ☎ 080		
	電気の使用をやめるとき・開始するとき		★各電力小売事業	業者	

詳しい手続き内容や期限などは、各担当課・窓口へご確認ください。 若林区役所 022-282-1111 (代表)